

# 倉敷民商 弾圧事件

## 不当判決の結果をうけて

倉敷民商弾圧事件問題で4月17日に岡山に行ってきました。裁判の開廷時間である10時に間に合うよう裁判所に9時に到着しましたが、すでに200人近い人が集まっていました。小原、須増さんに出された判決は「有罪、禁固10ヶ月、執行猶予3年」というものでした。無罪を信じていたので、このような結果に大変驚きました。このような不当な判決がまかり通れば、納税に対する相談を受けることが罪に問われることとなり、相談を受ける者がいなくなる可能性があります。また、この事が多くの納税者にとって不利益につながることは言うまでもありません。

裁判所はこのような判決を出しながら、一方では以下のようにも述べています。

「間違った申告書はなかった。中小業者の営業と暮らしを守る運動の延長線上の行為である。事件自体はたいした事件ではない」

判決内容と、この内容に私は矛盾を感じます。これは民商を快く思わないことの現れであり、検察側に気を使った判決になっているのではないのでしょうか。このような判決を許すわけにはいきません。吹田民商での活動を通して、多くの人にこの事件の事や民商の活動を知ってもらえるように活動していくことが必要ではないでしょうか。一連の弾圧に対し、全商連のかまた副会長がおっしゃっていたように、不当な判決は、拡大で跳ね返していきましょう。

副会長 村上 一郎

## 裁判所の不当判決に 憤りと新たな決意を秘めて

小原・須増裁判の判決を、西尾さん、村上さんと傍聴しました。初めに判決書の本文が読み上げられます。耳を澄ましてジッと聞いていました。「被告人は・・・」とくれば無罪です。「被告人は・・・」と心の中で願っていたのですが、聞こえてきたのは「被告人を・・・」という有罪の言葉でした。思わず「なんでや！」と叫びそうになりました。気を落ち着かせ有罪の理由を聞いていましたが、到底納得のいくものではなく怒りしか湧いてきませんでした。

裁判所は検察の筋書きをそのまま複写し、不当な判決を言い渡したのです。これから、まだまだ無罪を勝ち取るまで長い闘いが続きます。

裁判の不当性を広め、業者の結束で跳ね返していかなければと決意しました。

副会長 岡崎 栄一郎

### 第52期 吹田民商總會のお知らせ

日時 6月3日(水) 6時30分会场 7時開会  
(お弁当準備します)

場所 吹田民商會館

目的 ①第51期運動のまとめ  
②第52期運動方針の決定  
③本部役員選出 決算・予算の承認

\* 代議員は本部總會前に開かれる  
支部總會で選出されます

### お知らせ(市報すいた5月号より)

#### 吹田市プレミアム商品券 取扱協力店募集

地域経済と商店街などの活性化のために7月から発行します。額面1冊1万2000円で販売します。

【対象】一般消費者を対象に事業を営み、市内に店舗などのある事業者。有価証券、商品券などを主に扱う業種は除く【申請】5月7日(木)から所定の用紙を地域経済振興室へ

【TEL】6384・1356 【fax】6384・1292

#### 企業の展示会出展を支援

販路開拓の為に、東京ビッグサイトやインテックス大阪などを会場とする対象の展示会に出展する場合20万円を上限に費用の2分の1を補助します。8月に開催するセミナーの受講が必要。

【対象】市内に主たる事業所があり、市民税を滞納していない中小企業【申請】5月11日(月)から6月30日(火)に所定の用紙を地域経済振興室へ

#### 企業のホームページ開設を支援

販路拡大のために、自社のホームページの新設を市に登録されたホームページ作成業者に委託する場合5万円を上限に作成委託費の2分の1を補助します。6月に開催するセミナーを受講してください。

【対象】市内に主たる事業所があり、市民税を滞納していない中小企業【申請】5月11日(月)から6月19日(金)に所定の用紙を地域経済振興室へ

#### ホームページ作成事業者の登録募集

補助金の活用を希望する企業にホームページ作成事業者として紹介します。

【対象】市内に事業所のあるホームページ作成業務を行う事業者【申請】所定の用紙を同室へ。昨年登録した事業者も改めて登録が必要です。

**商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう**

**会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までに集めましょう**